

# 新冠町農協

## 町に10億円補償要請

### 組合員融資 担保割れ懸念で

【新冠】日高管内新冠町農協（浅川豊組合長、正組合員5553戸）は財務健全化のため、新冠町に対し10億円の損失補償を要請した。資産評価の見直しで生じる組合員への貸付金の担保不足分を賄う目的だ。町から報告を受けた町議会は、同町農協財政支援調査特別委員会の初会合を17日に

開き、支援の是非について議論する。町がすぐに資金を支出す見通しはないが、組合員の経営が破綻すれば、公金投入を迫られる。

農林中金をトップとするJAバンクは、財務の健全性を示す自己資本比率が8%を割り込んだ農協の融資業務を制限する自主ルール

を設定。同農協の自己資本比率は2011年度決算では10.29%で、制限対象ではない。こうした中、JA北海道中央会は11年、同農協に対し、貸し付けの担保となる資産評価の見直しを指導。同農協が試算したところ、実際の資産は評価額より10億円少なかった。景気低迷で農地価

優良債権と見なされ、自己資本比率低下を避けられる。同組合は補償の対象について、組合員の1割に当たる三十数戸としており、償還期間は最大15年と想定している。

町や町議会には「基幹産業を守るためやむを得ない」とする声がある一方、「なぜ町が農協の尻拭いを」と反発する意見も根強い。

小竹国昭町長は「町にとって重要な案件。慎重に対応を考えなければならぬ」と話す。

同農協の主要産品は、軽種馬や生乳、肉

牛、ピーマンなどで11年度の農畜産物販売総額は39億5300万円。

道によると、過去に一部組合員の融資回収が困難になったなどの理由から、新冠町農協

が04年、ひだか東農協（日高管内浦河町）が05年、湧別町農協（オホーツク管内湧別町）が12年に、それぞれ地元から、劣後ローンの借り入れを受け

た。

新冠町農協は現在、2億5千万円の借入金（償還期間10年）を町へ返済中だ。道農政部は「公的な損失補償を受けた農協は、これまでに聞いたことがない」としている。